



第63回埼玉県国土利用計画審議会議事録

埼玉県国土利用計画審議会規則第7条第2項の規定に基づき、
署名押印する。

埼玉県国土利用計画審議会会長 浅枝 隆 

(署名委員)

埼玉県国土利用計画審議会委員 秋田 典子 

埼玉県国土利用計画審議会委員 石崎 涼子 

会 議 の 概 要

1 会議の日時及び場所

平成26年11月26日（水） 午前10時00分から午前10時50分まで
浦和ワシントンホテル 3階 プリムローズ

2 委員の出欠状況

別紙1のとおり

3 出席職員

別紙2のとおり

4 議事内容及び審議結果

(1) 会長及び会長代理の選任

埼玉県国土利用計画審議会規則第4条第1項の規定に基づき、委員の互選により、浅枝 隆 委員を会長に選任した。

また、浅枝会長が同規則第4条第3項の規定に基づき、石井 依子 委員を会長代理に指名し、選任した。

(2) 埼玉県土地利用基本計画の変更（案）について（諮問）

知事から諮問のあった埼玉県土地利用基本計画の変更（案）（開発事業による産業団地整備に伴う杉戸農業地域の縮小）について報告を受け、質疑を行った結果、原案どおり承認する答申を行った。

5 議事の経過

別紙3のとおり

第 6 3 回 埼玉県国土利用計画審議会
委員の出欠状況

	氏 名	現 職	専門分野等	出欠
1	秋田 典子	千葉大学大学院園芸学研究科准教授	都市計画	出席
2	◎浅枝 隆	埼玉大学大学院理工学研究科教授	環境全般	出席
3	新井 一徳	埼玉県議会議員	地方行財政	出席
4	荒木 裕介	埼玉県議会議員	地方行財政	出席
5	石井 平夫	埼玉県議会議員	地方行財政	欠席
6	○石井 依子	一般財団法人日本不動産研究所関東支社主任専門役	土地問題	出席
7	石崎 涼子	独立行政法人森林総合研究所主任研究員	森 林	出席
8	稲垣 景子	横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院特別研究教員	防 災	出席
9	井上 将勝	埼玉県議会議員	地方行財政	出席
10	井上 航	埼玉県議会議員	地方行財政	出席
11	岩崎 宏	埼玉県議会議員	地方行財政	出席
12	金子 弥生	東京農工大学大学院農学研究院准教授	自然環境	出席
13	瀬戸 眞弓	日本工業大学生活環境デザイン学科教授	社会福祉	出席
14	土屋 恵一	埼玉県議会議員	地方行財政	出席
15	中川 浩	埼玉県議会議員	地方行財政	出席
16	永瀬 隆弘	埼玉県農業会議副会長	農 業	出席

※ 五十音順。敬称略。

◎は会長、○は会長代理

委員 16 名中、出席委員 15 名、欠席委員 1 名

別紙 2

第 6 3 回埼玉県国土利用計画審議会 出席職員名簿

所 属	職 名	氏 名
企画財政部	地域政策局長	中 原 健 一
企画財政部 土地水政策課	課 長	須 藤 喜 弘
環境部 みどり自然課	課 長	野 口 典 孝
農林部 農業政策課	課 長	篠 崎 豊
農林部 森づくり課	課 長	松 村 一 郎
都市整備部 都市計画課	課 長	細 田 哲 也
都市整備部 田園都市づくり課	課 長	中 山 毅

別紙 3

○司会（中村土地水政策課主幹） ただいまから第63回埼玉県国土利用計画審議会を開会いたします。

私は、進行役を務めさせていただきます県土地水政策課主幹の中村でございます。よろしくお願いいたします。

初めに、委員の出席状況を報告いたします。委員総数16名中、出席委員14名で、過半数の委員が出席していらっしゃいます。

したがいまして、埼玉県国土利用計画審議会規則第5条第2項の規定により、本日の会議は定足数を満たしております。

次に、資料の確認をさせていただきます。まず事前に配付させていただきました資料です。審議会配付資料一覧に続きまして、審議会次第、委員名簿、議題関係資料といたしまして、資料1「埼玉県土地利用基本計画の変更（案）について」、諮問書写しです。

参考資料といたしまして、参考資料1「埼玉県土地利用基本計画について」、参考資料2「第4次埼玉県国土利用計画」、参考資料3「埼玉県土地利用基本計画 計画書」、参考資料4「埼玉県土地利用基本計画 計画図（総括図）」、参考資料5「圏央道沿線地域における産業基盤づくりの成果について」、参考資料6「国土利用計画法〔抄〕」、参考資料7「埼玉県国土利用計画審議会の概要」、参考資料8「埼玉県国土利用計画審議会関係規程」、以上の11種類です。

また、当日配付資料といたしまして、テーブルの上に座席表と知事印を押印しました諮問書表紙の写しをお配りしております。不足の資料がございましたら、お知らせください。——よろしいでしょうか。

それでは、開会に当たりまして、中原地域政策局長から御挨拶を申し上げます。

○中原地域政策局長 皆さん、おはようございます。埼玉県企画財政部地域政策局長の中原でございます。

本日は、皆様には御多用の中、また、お足元の非常に悪い中ではございますが、第63回埼玉県国土利用計画審議会に御出席を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

また、日ごろより県政全般に関しまして、御指導、御鞭撻を賜っております。この場をお借りいたしまして、重ねてお礼申し上げます。

本審議会でございますが、国土利用計画法に基づいて県土利用の指針を定めました埼玉県国土利用計画、また、都市地域、農業地域などの区分と調整方法を定めました埼玉県土地利用基本計画に関しまして、御意見を賜るものでございます。

本日は、このうちの土地利用基本計画の変更について御審議を賜りたいと考えてございます。この土地利用基本計画につきましては、県内を5つの土地利用に区分してございまして、都市計画法、農振法などの個別法に基づく計画、個別指導、規制、

そうしたものの相互調整を図ることを目的とするものでございます。

本日は、知事の諮問に基づきまして、杉戸町における産業団地の開発事業に伴う農業地域の縮小について、御審議いただくこととなっております。詳細につきましては、後ほど担当課から説明させていただきますが、よろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、開会に当たりましての私からの挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○司会　　続きまして、委員の皆様をご紹介申し上げます。五十音順にご紹介いたします。

秋田 典子 委員です。

○秋田委員　秋田でございます。よろしくお願い致します。

○司会　　浅枝 隆 委員です。

○浅枝委員　浅枝でございます。よろしくお願い致します。

○司会　　新井 一徳 委員です。

○新井委員　新井です。よろしくお願いいたします。

○司会　　荒木 裕介 委員です。

○荒木委員　荒木でございます。よろしくお願い致します。

○司会　　石井 依子 委員です。

○石井（依）委員　石井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会　　石崎 涼子 委員です。

○石崎委員　石崎と申します。よろしくお願いいたします。

○司会　　稲垣 景子 委員です。

○稲垣委員 稲垣です。よろしくお願いいたします。

○司会 井上 将勝 委員です。

○井上（将）委員 井上 将勝です。よろしくお願いいたします。

○司会 井上 航 委員です。

○井上（航）委員 井上 航と申します。よろしくお願いいたします。

○司会 金子 弥生 委員です。

○金子委員 金子です。よろしくお願いいたします。

○司会 瀬戸 眞弓 委員です。

○瀬戸委員 瀬戸でございます。よろしくお願いいたします。

○司会 土屋 恵一 委員です。

○土屋委員 土屋でございます。よろしくお願いいたします。

○司会 中川 浩 委員です。

○中川委員 中川です。よろしくお願いいたします。

○司会 永瀬 隆弘 委員です。

○永瀬委員 永瀬と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会 委員の皆様におかれましては、どうぞよろしくお願いいたします。
続きまして、出席しております職員を紹介いたします。中原地域政策局長です。

○中原地域政策局長 改めまして、よろしくお願いいたします。

○司会 土地水政策課 須藤課長です。

○須藤土地水政策課長 よろしくお願ひいたします。

○司会 みどり自然課 野口課長です。

○野口みどり自然課長 よろしくお願ひします。

○司会 農業政策課 篠崎課長です。

○篠崎農業政策課長 よろしくお願ひいたします。

○司会 森づくり課 松村課長です。

○松村森づくり課長 よろしくお願ひいたします。

○司会 都市計画課 細田課長です。

○細田都市計画課長 よろしくお願ひします。

○司会 田園都市づくり課 中山課長です。

○中山田園都市づくり課長 よろしくお願ひします。

○司会 以上でございます。

続きまして、次第の4、会長及び会長代理の選任についてでございます。本日は、委員改選後、初めての会議となりますので、今任期の会長及び会長代理を選出する必要があります。恐れ入りますが、引き続き司会で進行させていただきますので、御了承いただきたく存じます。

まず会長の選出についてですが、埼玉県国土利用計画審議会規則第4条第1項の規定によりますと、会長の選出は委員の互選によることとなっております。これまでの慣例によりますと、委員の皆様から御推薦をいただく方法がとられておりますが、この方法でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしとのことでございますので、委員の皆様から推薦の方法により行いたいと存じます。会長としてどなたかを御推薦いただきますよう、お願いいたします。

○永瀬委員 前回の任期に会長を務めておられた浅枝委員を会長として御推薦申し上げたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○司会 ただいま御推薦いただきました。御異議なしということでございます。それでは、浅枝委員に会長をお願いしたいと存じます。

早速ですが、浅枝委員には会長席にお移りいただきますようお願いいたします。それでは、浅枝会長から会長就任の御挨拶をお願いいたします。

○浅枝会長 浅枝と申します。僭越ではございますが、御指名ということで会長を務めさせていただきたいと思っております。

私、埼玉大学で環境を中心に学生を教えてまいっております。ただ、元々は土木の出身ですので、災害等についても、もちろん知識があるのですが、ここ数十年、生き物を中心とした環境対策にかかわっております。そのような意味では、埼玉県では、まだ多くの自然が残されていて、今回、議題の対象になる地区の近くにも非常に良い環境があります。これは、今回の議題も含めて、埼玉県にとって、非常に良い結果につながるのではないかと考えております。どうぞよろしく申し上げます。

○司会 どうもありがとうございました。

それでは、審議会規則第5条第1項の規定により会長が会議の議長となりますので、これからの議事進行につきましては、よろしくをお願いいたします。

○議長（浅枝会長） それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

まず、議事に入ります前に会長代理の指名がございます。審議会規則第4条第3項の規定により、私から指名させていただくことになっております。御多用の折、大変恐縮なのですが、石井 依子 委員にぜひ会長代理をお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは、石井 依子 委員、よろしく願いいたします。

○司会　ただいま岩崎委員が到着されましたので、御紹介申し上げます。
岩崎 宏 委員でございます。

○岩崎委員　おはようございます。どうも遅くなりました。

○議長　次に、本日の議事録に署名をお願いする委員でございますが、審議会規則第7条第2項の規定により、私から指名させていただきます。今回は、秋田委員、石崎委員をお願いいたしますが、よろしいでしょうか。——それでは、よろしく願いいたします。

次に、本日の会議の議題は、「埼玉県土地利用基本計画の変更（案）について」の1件でございます。審議会規則第6条の規定により、原則どおり公開といたしますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

傍聴者はいらっしゃいますでしょうか。

○司会　傍聴を希望されている方が1名おります。

○議長　それでは、入場をお願いできますでしょうか。

（傍聴者入室）

それでは、諮問事項「埼玉県土地利用基本計画の変更（案）について」を審議いたします。事務局から資料の説明をお願いいたします。

○須藤土地水政策課長　土地水政策課長の須藤でございます。

それでは、知事からの諮問事項「埼玉県土地利用基本計画の変更（案）について」、御説明を申し上げます。

諮問事項の説明に入ります前に、埼玉県国土利用計画審議会及び埼玉県土地利用基本計画につきまして、御説明をさせていただきます。

埼玉県国土利用計画審議会は、国土利用計画法第38条及び執行機関の附属機関に

関する条例に基づき設置された審議会でございます。当審議会は、埼玉県国土利用計画及び埼玉県土地利用基本計画の策定や変更など、県土利用に関する基本的事項や土地利用に関する重要な事項につきまして、専門的な立場で大所高所から御意見をいただき、御審議をいただく機関でございます。

続きまして、埼玉県土地利用基本計画につきまして、御説明いたします。恐縮でございますが、参考資料1「埼玉県土地利用基本計画について」を御覧ください。

埼玉県土地利用基本計画は、国土利用計画法の規定に基づき、埼玉県の区域において適正かつ合理的な県土利用を図るため、国土利用計画の全国計画及び埼玉県計画を基本として策定したものでございます。

現在の埼玉県土地利用基本計画は、この審議会でも御検討いただき、平成25年2月に第5次計画として改定したものでございます。土地利用基本計画の役割でございますが、大きく分けまして3つございます。

まず1つ目は、土地利用に関する個別規制法、具体的には都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農振法、森林法など、これらの法律に基づく計画や規制に対する行政内部の総合調整機能を果たすという役割でございます。

2つ目に、土地取引における直接的な規制の基準としての役割がございます。現在、国土利用計画法に基づく土地売買等の事後届出という制度がございます。この届出は、土地取引があった場合に、その土地利用の目的を審査するための制度でございますが、その審査における規制の基準としての機能がございます。これは、土地利用の目的がこの計画の内容に沿ったものになっているかどうかを直接、計画に照らし合わせてチェックすることになります。

3つ目に、都市計画法を通じてではございますが、開発行為における間接的な規制の基準としての機能も果たします。

以上が土地利用基本計画の役割でございます。

次に、この土地利用基本計画の構成でございますが、計画の具体的な内容となる計画書と、その計画の内容を地図に落としした計画図の2つに分かれております。

まず、計画書でございますが、3項目について定めております。1つ目として、土地利用の基本方向、2つ目として、土地利用の調整、3つ目として、土地利用基本計画の管理でございます。

次に、計画図でございますが、5万分の1の地形図に都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の五地域の範囲を表示しております。

1枚おめくりいただき2ページを御覧ください。埼玉県土地利用基本計画の概要でございます。

1の土地利用の基本方向でございますが、国土利用計画の埼玉県計画の基本理念をもとに、県土の有効利用、人と自然が共生し、美しくゆとりある県土利用、安心

・安全な県土利用、そしてこれらを表現するベースとして、多様な主体の参画・計画的な県土利用の4つの項目を立て、県土利用の基本方向を示しております。

また、一番下にごございます地域区分図のように、県土を埼玉県5か年計画の区分を参考に、県南地域、圏央道地域、北部地域、秩父地域の4つの区域に区分し、それぞれの区域の実情に即した土地利用の基本方向を示しているところがございます。

1枚おめくりいただき、3ページを御覧ください。2の土地利用の調整でございます。

まず、土地利用の原則でございますが、五地域区分の都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域を設定し、それぞれ地域ごとに土地利用の原則を示しております。

なお、この五地域区分につきましては、都市地域は、都市計画法に定める都市計画区域、農業地域は、農振法に定める農業振興地域、森林地域は、森林法に定める国有林及び地域森林計画対象民有林の区域、自然公園区域は、自然公園法に定める自然公園の区域、自然保全地域は、自然環境保全法に定める県自然環境保全地域に相当する地域というように、土地利用に関する個別規制法と適合、整合させ、一体のものとして運用しております。

このことから、それぞれ5つの地域区分の設定は、排他的になされているのではなく、相互に重複して区域設定が行われることがあります。土地利用基本計画図（一部抜粋）を御覧ください。

凡例にありますように、都市地域をピンク色の枠で、農業地域をオレンジ色、森林地域を緑色、自然公園地域を青色、自然保全地域を紫色で囲ってございます。さらに詳細な表示として、例えば都市地域のうち、ピンク色に塗られた部分は市街化区域、ピンク色の縦の線を引いているところは市街化調整区域を示しております。

先程も申し上げましたが、この計画図における五地域の区分は、個別規制法で定めるそれぞれの区域と整合しておりますので、相互に重複して区域設定がなされる地域も多くあります。

例えば、図の上部の方に位置します加須市、久喜市、鴻巣市にまたがる区域は、ピンク色の縦線とオレンジ色に塗られた地域が重なっておりますが、これは都市地域の市街化調整区域と農業地域の農用地区域が重複していることを表しております。このような地域におきましては、どちらを優先して取り扱うかという調整が必要になります。

1枚おめくりいただき、4ページを御覧ください。五地域区分の重複する地域における土地利用の調整指導方針でございます。計画書では、五地域区分のうち二地域以上が重複した場合、あらかじめそれぞれの優先順位など、調整指導方針を定めまして、共通認識に立った円滑な土地利用の調整を図っております。

重複の場合の調整指導方針の例といたしまして、都市地域と農業地域が重複する地域では、都市計画法で定める市街化調整区域と農振法で定める農用地区域が重複する場合、農用地としての利用を優先することとしております。

次に、土地利用基本計画の管理でございますが、庁内調整や市町村との連携などの推進体制、土地利用基本計画の実効性を保つための点検について記載をしております。

以上が土地利用基本計画の概要でございます。

なお、参考資料といたしまして、参考資料2「第4次埼玉県国土利用計画」、参考資料3「埼玉県土地利用基本計画 計画書」、参考資料4「埼玉県土地利用基本計画図（総括図）」をお手元に御用意させていただいております。

以上で、埼玉県国土利用計画審議会及び埼玉県土地利用基本計画につきまして、説明を終わらせていただきます。

続きまして、諮問事項であります埼玉県土地利用基本計画の変更（案）につきまして、御説明申し上げます。

恐縮でございますが、資料1を御覧ください。2枚おめくりいただきまして、1ページを御覧いただきたいと存じます。今回は、杉戸農業地域の縮小について御審議をお願いいたします。

初めに、1の変更の内容でございますが、埼玉県北葛飾郡杉戸町大字屏風及び大字深輪地内24ヘクタールの農業地域を縮小し、土地利用基本計画の計画図を変更するものでございます。

次に、2の変更理由でございますが、この地域は、首都圏中央連絡自動車道、いわゆる圏央道の幸手インターチェンジの南東約4.5キロメートルに位置し、既存の杉戸深輪産業団地の北側に隣接しております。また、この土地につきましては、埼玉県の田園都市産業ゾーン基本方針に沿った計画的な開発事業、具体的には産業団地整備の見通しが明らかになりましたことから、この土地における総合的な農業振興を図る必要がなくなることが変更理由でございます。

次に、3の開発事業の概要でございますが、事業主体は埼玉県企業局、事業面積は23.8ヘクタールで、その全てが市街化区域に編入される予定でございます。

なお、農業地域の縮小面積24ヘクタールと面積が異なっておりますが、これは事業面積にはこの区域内を通る既設の県道の面積が含まれていないためでございます。

事業期間は、平成27年度から平成28年度までの2か年を予定しております。

次に、4の5地域区分の面積を御覧ください。こちらは、県全体の5地域区分の指定状況を示しております。

今回の変更により、上から2つ目の農業地域は、現行計画面積16万8,570ヘクタールから24ヘクタール縮小し、変更後の計画面積16万8,546ヘクタールとなります。

1枚おめくりいただき、2ページを御覧ください。位置図でございます。図の中央、やや右よりになります。赤色で囲った部分が今回の場所でございます。

1枚おめくりいただき、3ページを御覧ください。折り畳んでございますので、お開きを願います。今回の変更について諮問いたしました杉戸町付近の土地利用基本計画図を抜粋したもので、赤い枠で囲った区域が対象となります。赤い枠の部分はオレンジ色で着色をされており、ピンク色の縦線が入っておりますので、凡例を参照していただきますと、都市地域の市街化調整区域と農業地域の農用地区域が重複している地域ということになります。

1枚おめくりいただき、4ページを御覧ください。変更前と変更後を示した土地利用基本計画図でございます。上の図、変更前の赤色で囲んだ部分が開発事業の予定地です。変更後は、下の図のように、市街化区域への編入を予定しております。市街化区域は、計画的に市街化を図る区域であり、農振法に基づく農業振興地域から除外されることから、個別規制法と整合させ、一体的に運用するため、土地利用基本計画における農業地域を縮小するものでございます。

参考といたしまして、都市地域の変更の有無でございますが、市街化調整区域から市街化区域に変わることになりますが、これは都市地域の中での変更となるため、都市地域という大枠における変更はございません。

5ページを御覧ください。土地利用現況図でございます。凡例にございますように、区域の大部分は田んぼと畑になっております。

続いて、6ページを御覧ください。土地利用計画図でございますが、現在のところ、このような区画割りを計画しております。区域内の道路につきましては、幅員14メートルとして、南側に位置する既存の杉戸深輪産業団地から北の方向に延伸し、図中央付近の県道西宝珠花・屏風線と交差し、さらに北上し、区域の北側、町道2036号線まで延伸させるとともに、区域の中心部から西側に折れ、主要地方道松伏・春日部・関宿線へ接続する計画となっております。また、事業地の外縁部の公園や、緩衝緑地帯及び調整池を整備することとしております。

次に、7ページを御覧ください。用途地域図でございますが、今回の予定地の用途地域は、工業地域を予定しております。

続いて、8ページを御覧ください。航空写真でございますが、赤の点線で囲われた部分が変更区域でございます。

次に、9ページを御覧ください。事業の概要となっております。前ページまでにご説明させていただいた内容をこのページに整理したものでございます。

次に、10ページでございます。今回の変更に伴い、国土利用計画法の規定により、市町村長の意見を聞くこととなっておりますが、杉戸町長から埼玉県土地利用基本計画図の杉戸農業地域の縮小につきまして、意見はございませんでした。

次に、11ページでございますが、今回の変更に伴います主な調整事項を整理したものでございます。

まず、町・住民関係では、中長期計画への位置付けとして、杉戸町都市計画マスタープランにおいて深輪産業団地の拡張を、第5次杉戸町総合振興計画において、当該地域は屏風・深輪産業団地として位置付けられております。また、土地所有者による整備促進協議会が発足され、産業団地への土地利用転換について同意を得ております。

埼玉県関係では、中長期計画への位置付けとして、田園都市産業ゾーン基本方針に基づき、杉戸屏風深輪地区は、田園都市産業ゾーン先導モデル地区に選定され、当該地区の産業基盤整備を積極的に支援することとされております。

なお、田園都市産業ゾーン基本方針における取り組みの概要につきましては、参考資料5「圏央道沿線地域における産業基盤づくりの成果について」として、取りまとめさせていただいております。

恐縮でございますが、資料1の11ページにお戻りいただき、上から4段目、環境対策でございます。戦略的環境影響評価及び条例アセスを実施し、事業に伴う環境への影響を調査、予測、評価して、技術審議会への答申などを事業計画に反映させることとしております。

都市計画調整では、埼玉県決定として、幸手都市計画区域の整備、開発及び保全の方針や、区域区分の変更に伴う関係機関との調整を行い、国土交通省との事前協議及び都市計画法第17条に基づく都市計画案の縦覧まで終了しております。今後、県都市計画審議会へ諮問し、答申がなされた後、国土交通大臣協議を行う予定となっております。

また、杉戸町決定として、地区計画、準防火地域、下水道計画策定に関して調整を行い、県都市計画課との事前協議及び都市計画法第17条に基づく都市計画案の縦覧まで終了しております。今後、杉戸町の都市計画審議会へ諮問し、答申がなされた後、埼玉県知事協議が行われる予定です。

農林調整では、農業振興地域縮小に伴い、農林漁業との調整措置や農業施策と地域営農への対応措置について、関東農政局と調整を行い、了解を得ております。今後、都市計画手続の国土交通大臣協議の中で、農林水産大臣協議が行われる予定となっております。

土地利用調整では、土地利用計画調整会議で、個別規制法を通じた土地利用調整の関係者間の最終確認を行いました。

以上の調整経緯を踏まえまして、本日の審議会に諮問したものでございます。

以上で、杉戸農業地域の縮小に係る埼玉県土地利用基本計画の変更（案）につきまして、説明を終わらせていただきます。

委員の皆様には、専門的見地に立った多方面からの御審議をお願い申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長 どうもありがとうございました。

それでは、諮問事項、埼玉県土地利用基本計画の変更（案）につきまして、審議をお願いいたします。御意見、御質問等よろしく願います。

○永瀬委員 最後に説明がありました主な調整事項ですが、農林調整の農業施策と地域営農への対応措置でございますが、具体的にはどのような措置がなされたのか、お伺いしたいのですが。

○議長 よろしく願います。

○篠崎農業政策課長 それでは、農業政策課から回答申し上げます。

例えば、この地区内には61名の土地所有者がおられまして、うち56名が農業従事者となっております。このうちの9名の方から代替地の要望が出されておりますので、その方々に対しましては、町の農業委員会を中心に代替地のあっせんを行っているところでございます。

以上でございます。

○議長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○永瀬委員 はい。

○議長 そのほかございますでしょうか。

○井上（航）委員 井上でございます。

圏央道の開通が当初予定よりやや遅れているという話がございます。今回の審議会を対象となる案件も含めてですが、圏央道の開通が遅れることで、全体的なスケジュールに何か変更はあるのでしょうか。

○議長 いかがでしょうか。

○中山田園都市づくり課長 田園都市づくり課の中山です。

ただいまの御質問でございますが、圏央道につきましては、平成18年当時、埼玉

県内は平成24年度に県内全線開通ということで、国が事業の時期を示して整備をしてきたところでございますが、途中用地買収等の支障等がありまして、お配りした参考資料5に記載してございますとおり開通年度は、桶川北本インターから白岡菖蒲インターチェンジにつきましては平成27年度、久喜・白岡ジャンクションから五霞インターチェンジまでは平成26年度と当初の見込みからは、2年ないし3年遅れております。この間、圏央道の整備の効果を産業基盤づくりで受けとめようと、資料5にあります方針を立てまして、期間限定、あるいは地域限定で取り組んでまいりました。これまで地区の一覧にございますような実績があるわけでございますが、スケジュール面につきましては大きな支障はございません。

また、圏央道の整備を見込んで立地をしたいという企業の意向も聞いたこともございますが、開通が遅れたことによって、立地の計画が遅れてしまう、あるいは支障があるというような話につきましては聞き及んでおりません。

以上でございます。

○議長　よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。

○秋田委員　秋田でございます。

今回の対象地の特に東側の市街化調整区域内の住宅の立地が若干気になるのですが、このエリアに関しては、部分的に農業振興区域内であっても農用地ではないいわゆる農振白地になっている場所もあるかと思えます。これは地権者の方が積極的に開発したいということでこのような形になったのか、それとも田園都市産業ゾーンの方針として、この地域の市街化を促進していこうということなのか、あるいは都市計画法第34条第11号に基づく指定でこのようになったのか、そのあたりの経緯を少し教えていただきたいと思えます。

○議長　よろしく申し上げます。

○中山田園都市づくり課長　田園都市づくり課の中山です。

ただいまの御質問でございますが、資料1にございますように、地元で既存の工業団地付近に企業誘致のための受け皿をつくりたいという地権者の土地利用転換の考え方もあり、また、杉戸町でも地域振興、あるいは雇用の機会の確保といった観点から、圏央道の整備に合わせて工業団地を設けたいとのことで、区域につきましては、地元との地権者も含めた中で、このような区域取りでまとまったものでございます。

基本的には、都市計画の手続き等々を踏まえますので、水路や道路、地形地物で

区切られる区域を、また規模につきましては、企業のニーズ等も勘案しながら区域を定めたものでございます。

○秋田委員　ごめんなさい、私が質問したのは区域の東側の住宅がどのような理由で建っているのかということだったのですが。市街化調整区域ですが、多くの住宅が建っているの、ここを市街化するようなお考えがあるのか、それとも自然にこのような状況が発生したのか、あるいは都市計画法第34条第11号に基づく指定なのかをお伺いしたかったのです。

○事務局（田中）　それでは、事務局から御説明申し上げます。

この区域は、都市計画法第34条第11号の区域として、県条例で指定して住宅が建設されてた地域となっております。

○秋田委員　了解しました。

○議長　よろしいでしょうか。そのほかございますか。

○中川委員　費用対効果の面でお尋ねします。いただいている資料では、埼玉県内の圏央道しか見えないわけですが、当然、並行して千葉県も同じことを今考えていらっしゃるのではないかという中で、既に先導モデル地区等に選定されている11地区の工業団地は、競争の中にあろうかと思いますが、現在、完了しているインターチェンジ周辺の分譲状況は平均してどれぐらいなのか、今後の杉戸の展望も含めてお尋ねできればと思います。よろしくお願いします。

○議長　それでは、お答えをよろしく申し上げます。

○中山田園都市づくり課長　これまで圏央道沿線での実績の中では、分譲しました区画で先月ぐらいの時点ですが、61社、企業の分譲が終わっています。操業している企業は正確な数字が現在手元にありませんが、半数ほどとなっております。

工業団地が造成されることによりまして、雇用や建設、操業に伴う経済波及効果が見込まれるわけですが、この杉戸屏風深輪地区につきましては、既存の工業団地の拡張でございます。既存の工業団地での就業者数から面積を原単位とて、仮にこの面積で分譲がなされ、操業がなされると想定すると、新たに1,000人程度の雇用が生まれる試算でございます。

そのほか、経済波及効果の面では、企業局が今回、事業を行うわけです。既に圏

央道の沿線で幾つか企業局が事業を行い分譲しておりますが、全ての分譲は終わっておりまして、大体投資した金額の4倍ないし5倍の経済波及効果が生まれていると聞いております。

○議長　　よろしいでしょうか。ほかにございますか。

○石崎委員　先程も質問がありましたが、私自身も東側や北側に住宅地が近接している点が少し気になっています。このような形で住宅地の近くに工業団地ができますと、例えば小さな子供などを抱えているような御家庭が近くにありましたら、交通安全面や防犯などの面で、どのような緑地帯がどう整備されるのかという点が気になってくるのではないかと思うのです。対象地の土地所有者ではなく、その周辺にお住まいの近隣の住民との関係、特に自治会や小学校、PTAなどとの連絡調整、または説明などはプロセスとしてあったのでしょうか。もしくは今後、ある予定なのでしょうか。

○議長　　お答えをよろしく申し上げます。

○中山田園都市づくり課長　田園都市づくり課でお答えいたします。

資料1の6ページにございますように、周辺につきましては、緩衝緑地帯として、既存の住宅地の側につきましては、15メートル幅の緑地帯を設けます。その東側につきましては、水路がございます。こちらにつきましては物理的に分断されております。交通安全面では、計画の段階から地元の説明をさせていただいておりますが、これから具体的に造成が進んで、企業が立地する段階になりますと、どのような企業が立地するのか現状では不明ですが、交通の状況等、実態を踏まえた中で、さらに交通安全等々を図る必要があれば、その段階で改めて町あるいは事業者等を通じながら安全対策を図るということになります。

○議長　　どうもありがとうございます。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

それでは、ほかに御意見等もございませんようですので、質疑はここで一応終了させていただきます。

ここで審議会の答申を決定するに当たりまして、採決を行いたいと思います。知事から諮問のございました埼玉県土地利用基本計画の変更(案)につきまして、御

異議等ございますでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

どうもありがとうございます。

御異議がないようでございますので、諮問事項につきましては、適当であるという旨の答申をいたします。

答申に付加する御意見等ございましたら、御発言をお願いします。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

工業団地という、例えば、このあたりは水田で、自然も多い場所ですので、それが相反するように受け取られがちなのです。しかし、資料1の3ページの図面を御覧いただきますと、10分ぐらい歩くと江戸川の河川敷があるような場所です。江戸川の河川敷は、現在、野田市で飼育していますコウノトリを将来放鳥するという事で、活発に自然再生が行われています。そのような自然再生を行うときには、実は工業団地の方々というのは非常に戦力になります。工業団地に立地する企業も会社の福利厚生もありますし、CSRという関係もあります。さまざまな形でこうした自然の再生等に加わっていただけるのです。ですので、工業団地というのも決して自然と相反するものではなくて、むしろいわゆるWin Win (ウイン・ウイン) の関係で、よりこの地域の自然を増やし、発展や魅力を増す意味で貢献できるのではないかと考えております。もちろん、これは付加意見などではございませんが、ぜひそのような意識でこの工業団地もみていただければと考えております。

それでは、以上で審議を終了させていただきます。

そのほか事務局から御連絡等ございますでしょうか。

○中村土地水政策課主幹 土地利用基本計画の変更手続についての予定でございますが、今後、国土交通大臣へ本協議を行います。協議が終わりましたら変更の決定を行い、速やかに埼玉県報にてその要旨の公表を行う予定でございます。

以上です。

○議長 ありがとうございます。それでは、以上で議長の職を解かせていただきます。会議の進行について、御協力どうもありがとうございました。

○司会 熱心な御審議をいただき、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、第63回埼玉県国土利用計画審議会を終了いたします。お気を付けてお帰りください。ありがとうございました。

—了—